

## 国立歴史民俗博物館資料選定及び買取規程

〔平成16年7月27日〕  
歴博規第33号

最近改正 平成19年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）における資料の選定及び買取事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(資料)

第2条 この規程で資料とは、博物館における調査・研究並びに展示に必要な歴史資料、考古資料及び民俗資料をいう。

(鑑査委員及び鑑査委員会)

第3条 館長は、資料を選定しようとするときは、あらかじめ鑑査委員会の意見を求めるものとする。

第4条 鑑査委員会は、博物館資源センター会議が指名した博物館職員で構成する。

2 館長が必要と認める場合には、博物館外の学識経験者のうちから適当な者を鑑査委員に委嘱することができる。

第5条 鑑査委員会に委員長を置き、博物館資源センター長が指名する委員をもって充てる。

2 委員長は、鑑査委員会を招集し、議長となる。

第6条 鑑査委員会は、当該資料の買取りの適否その他必要事項を調査審議し、その結果を館長に報告するものとする。

第7条 鑑査委員は、当該資料の調査、審議が終了したときは退任するものとする。

(評価委員及び評価)

第8条 館長は、鑑査委員会の審議を経て買取ることを決めた資料について、当該資料の評価に適任であると考えられる者若干名の評価委員による評価を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、評価委員の評価を省略することができる。

(1) 適正な評価機関の評価書のある資料を買取るとき

(2) 軽微な資料を買取るとき

第9条 評価委員は、博物館の職員以外の者で、当該資料についての専門の知識を有し、かつ、利害関係を有しない者のうちから、その都度館長が委嘱する。

第10条 評価委員は、博物館が買取ろうとしている資料について、それぞれ独自に価格評価を行い、その評価結果を館長に文書で報告するものとする。

(庶務)

第11条 この規程に関して生ずる庶務は、管理部博物館事業課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、資料の買取事務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、人間文化研究機構組織規程（人間文化研究機構規程第1号）について所要の改正がなされるまでの間、本規程中の「博物館資源センター」は「歴史資料センター」に読み替えるものとする。